

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税5）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和61年度 創設（機械等16/100 建物等8/100 1,700万円超）</p> <p>昭和63年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成2年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超）</p> <p>平成6年度 適用期間の1年延長 （機械等14/100 建物等7/100 2,100万円超）</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超）</p> <p>平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100）</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等6/100）</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100）</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超）</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100）</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 （旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超）</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数*の平成22年度を</p>

		<p>基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。</p> <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島振興法(昭和60年法律第63号)</li> <li>・第1条(目的)</li> </ul> <p>この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第16条(税制上の措置)</li> </ul> <p>国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島地域における観光入込客数<sup>※</sup>の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること</li> </ul> <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること</li> </ul> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率</li> <li>・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率</li> </ul> <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域</p>

			における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <p>平成 23 年度: 47 件 12,100 百万円  平成 24 年度: 40 件 7,295 百万円  平成 25 年度: 12 件 2,114 百万円  平成 26 年度: 26 件 2,466 百万円  平成 27 年度: 41 件 2,642 百万円  平成 28 年度: 56 件 2,642 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。  ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。  ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p> <p>なお、平成 25 年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>
		② 減収額	<p>平成 23 年度: 343 百万円  平成 24 年度: 179 百万円  平成 25 年度: 14 百万円  平成 26 年度: 31 百万円  平成 27 年度: 48 百万円  平成 28 年度: 66 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。  ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の減収額。  ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p>

			<p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成25年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が5年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成25年度)</p> <p>平成24年における、平成22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成25年度における納税義務者1人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置による減収額14百万円(25年度)に対し、特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は26年度以降も見込まれることから、税収減を是認する効果はあると考えている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実</p>

		<p>させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月 (平成 25 年度税制改正要望時)